２．企画割引「2026三重・愛知ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　発着なし　愛知・浜松周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社（以下、「会社」とする。）と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）

②　発着なし　名古屋・浜松周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ロに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑵　割引を適用した後の料金の額

| 周遊プラン | 軽自動車等 | 普通車 |
|---|---|---|
| 発着なし　愛知・浜松周遊 | 3,800円 | 4,800円 |
| 発着なし　名古屋・浜松周遊 | 2,800円 | 3,500円 |

⑶　実施する期間

イ．令和８年１月１日から令和８年12月31日まで（ただし、会社が別に定める日を除く。）

⑷　適用区間

①　周遊エリア

イ．発着なし　愛知・浜松周遊

・中央自動車道西宮線の恵那インターチェンジから小牧ジャンクションまで及び小牧インターチェンジから大垣インターチェンジまで
・第一東海自動車道の浜松インターチェンジから小牧インターチェンジまで
・東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから美濃インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松浜北インターチェンジから東海インターチェンジまで及び浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまで
・近畿自動車道伊勢線の飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋南ジャンクションから長島インターチェンジまで及び名古屋インターチェンジから上社ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから湾岸長島インターチェンジまで
・東海環状自動車道の豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまで
・伊勢湾岸道路の全区間

ロ．発着なし　名古屋・浜松周遊

・第一東海自動車道の浜松インターチェンジから春日井インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松浜北インターチェンジから東海インターチェンジまで及び浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまで
・東海環状自動車道の豊田東ジャンクションからせと品野インターチェンジまで

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

３．企画割引「2026北陸ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　発着なし　小牧・米原・砺波周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社（以下、「会社」とする。）と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）。

②　発着なし　小牧・米原・砺波周遊②

⑶イに定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②ロに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

③　中京圏発着　金沢西・朝日・飛騨清見周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②ハに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

④　中京圏発着　金沢西・朝日・飛騨清見周遊②

⑶イに定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②ニに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑤　一宮発着　木之本・片山津・小浜周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②ホに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑥　八日市発着　木之本・片山津・小浜周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ニに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヘに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②ヘに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑦　発着なし　木之本・片山津・小浜周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②トに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑧　発着なし　敦賀・金沢周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②チに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑨　発着なし　敦賀・朝日周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②リに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑩　発着なし　福井・富山・五箇山周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ヌに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。